

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：函館市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.5%
全職員	69.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.5%
本庁課長相当職	95.3%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.7%
31～35年	91.7%
26～30年	96.0%
21～25年	95.2%
16～20年	86.6%
11～15年	87.1%
6～10年	90.1%
1～5年	94.3%

【説明欄】

- ・ 2(1)本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しない。
- ・ 全職員に係る情報のうち「任期の定めのない常勤職員」については、扶養手当および寒冷地手当が、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合は92%、寒冷地手当の総額に占める男性の割合は76.9%であり、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員」のうち、31.9%が女性である一方で、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、70.2%が女性であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。
- ・ 勤続年数36年以上においては、管理職手当（初任給調整手当・地域手当）が、男性支給割合が高く、手当の総額に占める男性の割合は87.1%であり、差異の要因の一つとなっている。

・勤続年数 16 年～20 年および勤続年数 11 年～15 年においては、給与水準が高い医師について、男性の人数割合が 100%となっていることが、差異の要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。